島根原子力発電所１号機　廃止措置計画の変更概要

別　紙

１．廃止措置全体工程の見直し

＜現行の計画＞

	解体工事準備期間 （第１段階） 【廃止措置計画認可～2023 年度】 （7 年間）	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間（第２段階） 【2024 年度～2029 年度】 （6 年間）	原子炉本体等解体撤去期間 （第３段階） 【2030 年度～2037 年度】 （8 年間）	建物等解体撤去期間 （第４段階） 【2038 年度～2045 年度】 （8 年間）
廃止措置工程	核燃料物質の搬出および譲渡し			
	汚染状況の調査			
	核燃料物質による汚染の除去			
	安全貯蔵		原子炉本体の解体撤去	
		放射線管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去		
				建物等の解体撤去
	放射線管理区域外の設備の解体撤去			
	放射性廃棄物の処理処分			

＜見直し後の計画＞（下線は現行計画からの変更箇所）

	解体工事準備期間 （第１段階） 【廃止措置計画認可～2023 年度】 （7 年間）	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間（第２段階） 【2024 年度～2035 年度】 （12 年間）	原子炉本体等解体撤去期間 （第３段階） 【2036 年度～2043 年度】 （8 年間）	建物等解体撤去期間 （第４段階） 【2044 年度～2049 年度】 （6 年間）
廃止措置工程	核燃料物質の搬出および譲渡し			
	汚染状況の調査			
	核燃料物質による汚染の除去			
	安全貯蔵		原子炉本体の解体撤去	
		放射線管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去		
				建物等の解体撤去
	放射線管理区域外の設備の解体撤去			
	放射性廃棄物の処理処分			

○原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第２段階）

・使用済燃料の搬出および譲渡しの計画等の見直しを踏まえ、第２段階の完了時期を「2029 年度」から「2035 年度」に見直し。

・汚染状況調査を第１段階から継続実施。

○原子炉本体等解体撤去期間（第３段階）

・第２段階の完了時期の見直しに伴い、第３段階の開始時期を「2030 年度」から「2036 年度」、完了時期を「2037 年度」から「2043 年度」に見直し（実施期間の変更なし）。

○建物等解体撤去期間（第４段階）

・第２、第３段階の完了時期の見直しに伴い、第４段階の開始時期を「2038 年度」から「2044 年度」に見直し。また、順次施工予定としていた複数の解体工事の同時施工や、今後得られる先行廃止プラントの実績等を踏まえた期間短縮により、第４段階の完了時期を「2045 年度」から「2049 年度」に見直し。

２．第２段階の具体的な作業計画の反映

＜第２段階から新たに実施する作業＞

○ 放射線管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去

第１段階から実施している放射線管理区域（以下、「管理区域」という。）外の設備に加え、管理区域内における原子炉本体以外の設備※1（原子炉本体周辺設備）の解体撤去に着手する（図参照）。

※1 タービン本体、復水器　等

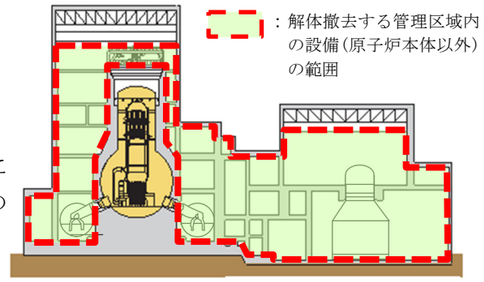

図　解体撤去する管理区域内の設備（原子炉本体以外）の範囲

＜第１段階から継続して実施する作業＞（下線は現行計画からの変更箇所）

（１）汚染状況の調査

第３段階以降における適切な解体撤去工法・手順の策定、廃棄物発生量の評価精度のさらなる向上を図ることとし、第３段階に解体撤去を行う原子炉本体を対象に、新たに炉内試料の採取による汚染状況の調査を実施する。

（２）核燃料物質による汚染の除去

第１段階中に系統除染を実施した施設以外の施設について、解体撤去を行う前に、作業員の被ばく低減のため、放射線量が高い箇所に対して必要により除染を実施する。

（３）放射性廃棄物の処理処分

廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、運転中と同様に、種類・性状（気体・液体・固体）等に応じて適切に処理する。

また、これまでに実施した汚染状況の調査結果を踏まえ、固体廃棄物の推定発生量を見直している（表参照）。

なお、第２段階に発生する解体撤去物の多くは放射性物質として扱う必要のないもの（クリアランス制度対象物※2）であるため、クリアランス制度を活用し、放射性廃棄物の低減に努めていく。

「核燃料物質の搬出および譲渡し」、「放射線管理区域外の設備の解体撤去」については、既に認可を受けている廃止措置計画から作業内容に変更はないため、今回の変更認可申請には含まれていない。

放射能レベル区分		推定発生量（単位：ｔ）		
		原子炉本体周辺設備※3	原子炉本体、建物等※4	合　計
放射性廃棄物 低レベル	放射能レベルの比較的高いもの（Ｌ１）	－	約 60	約 60
	放射能レベルの比較的低いもの（Ｌ２）	－	約 670	約 670
	放射能レベルの極めて低いもの（Ｌ３）	約 460	約 4,520	約 4,970
放射性物質として扱う必要のないもの		約 9,980	約 14,340	約 24,320
合　計		約 10,440	約 19,580	約 30,010

※3　第２段階以降に解体撤去を行う設備
※4　第３段階以降に解体撤去を行う設備、建物

表　固体廃棄物の推定発生量（見直し後）

※2　原子力発電所の解体や運転によって発生する大量の金属やコンクリートなどのうち、放射能濃度が非常にわずかなもの（再利用されたとしても人体への影響が 0.01mSv／年以下）は、国の認可・確認を受けることにより、一般の廃棄物と同様に再利用や処分ができる。この制度を「クリアランス制度」という。

以　上